

「公益財団法人中村元東方研究所における研究費不正使用防止に関する取り組みについて」

理事長 前田 専學

私たち公益財団法人中村元東方研究所の研究者・事務職員は、社会から負託された使命と役割に応えるため、高い倫理観に支えられた責任ある行動をとらなければなりません。国民から負託された研究費の適正使用はその責任の最も基礎となるものです。私たちには、研究費の不正使用を防ぎ、適正な執行管理に努めつつ使命を果たすことが求められています。

一連の研究費不正使用問題を受けて、総合科学技術会議等の政府機関と連携しながら文部科学省は、研究費の不正対策検討会を設置し、平成18年12月26日にその報告書を公表しました。この報告書は、「第1部 競争的資金等の使用をめぐる現状と課題」、「第2部 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」、及び「第3部 今後の公的研究資金制度の在り方」からなっています。そして、平成19年2月に、報告書第2部を基にした「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が公表され、このガイドラインに基づく体制整備が各研究機関に求められています。

当法人も、研究費の不正使用防止のための体制整備は急務と考えています。一方、研究現場の現状を無視したペーパープランと規制強化により、研究そのものに支障を来すことがないようにすることも肝要であり、本研究所の現状や問題点の把握に努めてまいりました。

研究活動のポテンシャルを維持しつつ、研究費使用に関するアカウンタビリティを確保するという、ともすれば相容れぬ条件をクリアしながら防止計画を実行するには、研究者および事務職員の問題意識と情報の共有、研究機関としてのガバナンスの充実が不可欠です。今後も不断の努力により、実効的かつ透明性の高い研究費不正使用の防止体制の構築を目指していきます。

1. 機構内の責任体系の明確化

① 最高管理責任者：理事長

機構の研究費を適正に運営及び管理するために、以下の責任者を置きます。

② 統括管理責任者：事務局長

機構全体を統括し、研究費の運営及び管理について最終責任を負います。最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持ちます。

③ コンプライアンス推進責任者：総務

研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持ちます。

- 1) 不正防止計画を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告します。
- 2) 不正防止を図るため、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督します。
- 3) 構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導します。

2. 研究費の適正な運営・管理

- ①研究費の適正な運営・管理を行うため、研究員および事務職員にとって分かりやすく、かつ、運用の実態と乖離しないよう、ルールの見直しに努めます。
- ②ルールの全体像を体系化し、周知します。
- ③ 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機構による管理、適正な執行が必要であるという認識の浸透に努めます。

3. 不正防止計画推進部署の設置

機構における研究費の不正使用を防止するために、不正防止計画部署を設置し、以下のよ
うな業務を行います。

- ①研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
- ② 不正発生要因に対する改善策を講じること。
- ③ 不正防止計画への取り組みに対する機構全体の観点からのモニタリングに関すること。

4. 具体的な予防策の実施

全研究員および事務職員にコンプライアンス教育を実施し、

- ①所員にアンケート・ヒアリング等により理解度を把握します。
- ②関係法令等を遵守する「誓約書」の提出を義務づけます。
- ③不正行為があった 場合には、「公益財団法人中村元東方研究所における競争的資金等の不正防止に関する規則」（HP 公開中）に基づき適切な対応することとします。
同規程では、研究所内外の告発窓口を明記し、情報の伝達体制を構築しています。
また、不正に係る調査の体制・手続についても定めています。

5. 具体的な不正防止対応策の実施

- ① 競争的資金に係る物件費等の発注・検収業務については、研究代表者等以外の管理局職員によるチェックが機能するような体制をとります。
- ② 出張の実態、謝金や人件費に係る勤務の実態については、適切に把握します。
- ③ 研究費の不正使用をした職員、並びに不正な取引に関与した業者は懲罰されます。
- ④ 監事が不正防止計画部署と連携し、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施します。

4 研究費の適正な運営・管理活動

- ①適切な予算執行を行うため、予算の執行状況を検証し、経費の早期執行に努めることと
しています。
- ②発注については、所内規程により、権限を与えられた者のみが行えることとなっていま
す。不正な取引に関与した業者については、「公益財団法人中村元東方研究所における不正

取引に関与した業者への措置に関する要領」等に基づき処分を行うこととしています。

- ③一定額以上の取引を行う業者には、誓約書の提出を求めています。
- ④ 検収については、職員に検収業務を行わせることによってチェック体制の強化を図っています。
- ⑤非常勤雇用者の勤務管理は、人事係に出勤簿等を備え管理を行っています。
- ⑥物品を取得した際に、物品管理簿で管理し、それを基に内部監査を行っています。
- ⑦研究者は、出張前に出張計画を提出し、旅行命令権者の承認を得るとともに、出張後に報告書を提出することとしています。

5 情報の伝達を確保する体制の確立

①研究費の事務処理手続き、使用に関するルール等について、内外からの相談を受け付ける窓口を設置します。相談受付窓口は以下のとおりです。

【相談窓口：総務】 TEL：03-3251-4081 E-mail：info@toho.co.jp

受け付けた相談内容については研究費管理部署において検討の上、速やかに回答します。

②不正に係る情報等の通報（告発）窓口は、事務局長としています。

【通報窓口：事務局長】 E-mail：toho_tsuho@yahoo.co.jp

受け付けた通報（告発）については、直ちに最高管理責任者である機構長に報告し、機構長の指示のもとに必要な調査を実施します。

- 対象：研究活動に関するものが対象です。
- 留意事項：匿名の場合は受け付けません。告発を受け付ける際には、告発者の氏名、連絡先等について確認させていただくとともに、調査に当たって告発者に協力を求める場合があります。
- なお、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合には、告発者の氏名公表等必要な措置をとることを申し添えます。

6 モニタリングの在り方

①最高管理責任者は、公的研究費の適正かつ効率的な運営・管理に資するため、内部監査を実施します。

②内部監査した結果、不備等があった場合には、不正防止計画の見直しを不正防止計画推進部署に求めることとします。不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施します。

以上